

ガイドライン改定案に対する意見照会の結果

整理番号	頁	行	意見者	意見要旨
1	1	8	関係省庁	「また計画作成に・・・」読点の追加。以下、「また」「さらに」等も同様。
2	1	19	関係省庁	「被害も高い水準で推移している地域もある」の被害には農作物被害、生活環境被害等が含まれると思うが、高い水準のエビデンスはあるか。（農作物被害以外は統計が取られていないと認識）
3	2	26	都府県	誤字訂正：～地域全体としての被害軽減効果は低い <u>ため</u> ～
4	2	26	関係省庁	「被害軽減効果は低 <u>ため</u> 」・・・下線部誤字
5	2	26	学会	誤字 「低 <u>ため</u> 」は「低 <u>いた</u> め」
6	2	26	一般	全体としての被害軽減効果は低 <u>ため</u> →全体としての被害軽減効果は低 <u>いた</u> め
7	3	図1	関係省庁	図1内の参照ページ間違い
8	5	35	関係省庁	7.5億円は令和3年度の被害金額なので、「近年」ではなく「令和3年度」と具体的に記載した方がよいのではないか。
9	5	35	関係省庁	「全体の約6%」を「全体の約5%」に修正。（※獣類のなかでは約6%。鳥類を含めた鳥獣全体では約5%。）
10	5		都府県	2012年以降被害が減少した要因は、捕獲数を高水準で維持してきたからと読める。一方で、分布域が拡大しているという現状をどう解釈すればよいか。捕獲の推進で群れの分裂が進み、分布が拡大しているのではないかと。
11	6	2	関係省庁	被害面積のピークは、2010年ではなく1996年ではないかと。
12	6	3	関係省庁	被害量のピークは、2012年ではなく2001年ではないかと。
13	6	4	都府県	生活環境被害や人身被害の傾向について、「増加傾向にあると思われる」との記載の根拠はあるか。本県においてもこれらの傾向を把握する必要があると考えているが、把握方法に関し苦慮しているところ。
14	6	7	関係省庁	全国の野生鳥獣による農作物被害状況について令和4年度のデータが公表されているので、データの追
15	8	10	関係省庁	農作物被害を出す加害レベル3の群れに関して、群れ数も増加しているが、群れの取り扱い等に関してふ
16	8		都府県	被害群半減目標に対して、現状はどうなっているのかを記載するべきである。
17	10		学会	順応的管理とPDCAサイクルが同じものと受け取られる記述になっているが、両者は回しの基本がPDCAサイクルに似ているが別のものである。特定計画において何も改善しないケースが多々見られ、絶えず問題点の解決と修正が必要であり、OODAループの考え方なども組み合わせる必要がある。
18	11		都府県	「管理ユニット」の具体的な単位（あるいは基準）を示してもらいたい。これが示されないと、複数の都府県にまたがる管理ユニットについて、都府県によって考え方が異なってしまう可能性がある。また、都府県域をまたぐ管理ユニットで同じ管理をすることは、都府県にそれぞれの事情があり現実的には大変困難である。
19	14	1	都府県	科学的な分析結果であることは理解するが、要配慮地域の設定と取扱が機械的・画一的すぎる。これまで分布が連続的だったが、生息環境の改变や強度の捕獲等によって分断のおそれのある地域は、その連続性の確保に努めるための要配慮地域として取り扱うことに異論はないが、これまで分布が無く、新たに拡大・飛び火している地域については個体群の除去（地域に定着させない）を選択肢としても良いのではないかと。 P.16, L.19に「群れの全頭を捕獲することも選択肢から排除しない」とはされているが、同L.21-22には「全頭捕獲を実施した場合、・・・連続性を低下させないよう補強に配慮する」とあり、あくまでその地域に個体を残すという考えが示されており、定着させないという選択肢が示されていない。 現在の案では、どんな地域も必ず保全しなければならないという記載になっているが、No.2,3,7の個体群を保全することによって白神山地と山形県の個体群の連続性が担保されるとは思えず、本当に連続させなければいけないのか、疑問がある。
20	14	1	学会	ユニットの項目でも、保全に配慮することが記載されている。現状のままだと、要配慮地域以外は配慮が必要ないと間違っ
21	14	4	学会	地域個体群の保全のためには、全国的、定期的な調査が必要である。環境省が主体となった個体群の分布・遺伝情報に関する情報収集体制の構築を要望する。
22	14	27	都府県	要配慮地域の選定条件として記載のある「孤立度の高い」と「接続パス2以上」について、相反した意味にも係わらずなぜ双方が要配慮となるのか、もう少し補足の説明が必要ではないかと。
23	14	27	学会	「接続パス2以上」となっているが「以下」の間違いではないかと。

ガイドライン改定案に対する意見照会の結果

整理番号	頁	行	意見者	意見要旨
24	14		都府県	「要配慮地域」と「地域個体群」及び「管理ユニット」との関係性は、それぞれどのようになっているのかわかりやすく明記してもらいたい。地域個体群の区分は明確でないとしつつ、最小コストパスは個体群を念頭において計算していると思われる。個体群を群れの分布の集合と定義しているが、計算では、生息が確認されている5kmメッシュの連続している場所を「要配慮地域」としており、「個体群」や「管理ユニット」との関係が非常にわかりにくい。 「要配慮地域」は、メッシュで表現された一定の地域を表す概念と読みとれるが、1つの要配慮地域に、別々の地域個体群（若しくは、別々の管理ユニット）に帰属する群れが生息することは、あり得ると理解してよいか。
25	14		都府県	要配慮地域の考え方を、これまで扱ってきた群れ管理や地域個体群管理にどう当てはめていくのか、具体的な手順・方法を示してほしい。
26	14		都府県	「孤立度」の算出方法を示すべきと考える。算出方法の記載がなければ「孤立度3.5以上」の数字の意味がわからない。
27	14		都府県	各群れ単位を「要配慮地域」とするかどうかはコストパス解析の結果だけでなく、過去の群れの推移や遺伝子解析による系統情報等を総合的に検討して判断できるという表現にしてもらいたい。
28	14		都府県	群れの分布や地理的な要因は年々変化するため、「要配慮地域」の定期的な情報の更新が必要と考える。群れ管理の方針検討に必要なため、「要配慮地域」の情報は何年単位で更新されるか明記してもらいたい。
29	15	1	都府県	ツキノワグマでは下北半島は孤立個体群としているが、サルの場合はコストパスだけで要配慮地域と該当しないと判断していいのか（Enari et al.の原著論文では、population isolationの図もあり、孤立度合いとしては、下北半島の個体群は赤で示されている）
30	15	9	都府県	最小コストパスの定義を記載してもらいたい。図1-3-5に示される最小コストパスとは群れ同士の交流の経路（土地の条件を勘案して最も現実的なルート）という意味でよいか。
31	15	図1-3	学会	図1-3-5内、24（兵庫県洲本市由良付近）に群れはいない。訂正してもらいたい。
32	16	4	学会	現在要配慮地域と指定されていない地域でも評価が変わる可能性があることを明記してもらいたい。
33	16	13	学会	全頭捕獲容認の基準を「加害レベル4以上」にすると、 「要配慮地域存続に向けた管理法の検討」で何を具体的に検討すべきかの説明（(5)4）が曖昧である。 ③「個体群の保全に配慮して連続性を維持し、要配慮地域が存続するよう、できる限り群れ数(特に要配慮地域を構成する群れが1群の場合)を維持する。」の説明は、「要配慮地域を構成する群れが1群の場合は全頭捕獲を避ける」と明記すればわかりやすい（兵庫県の該当事例では選択あるいは部分捕獲と対策）。
34	16	21	都府県	「連続性を低下させないよう補強に配慮する」とは、具体的にどのようなことをする（又は、しない）のか示してもらいたい。全頭捕獲する群れ以外の群れは、個体数を増やすように何らかの取扱いをするということか。
35	21	7	学会	「ニホンザル被害対策強化の考え方」（2014）の効果検証が必要であり、対策以降の加害群増減データに基づいた対策の立案を求める。
36	21	7	学会	加害レベル4以上の群れへの捕獲を推進する場合、その捕獲が起こった場合の影響を考慮した対策立案が必要だと考える。
37	23	1	都府県	モニタリングステップとステップの表記が混在している。表記の統一又は省略する。
38	23	27	都府県	ステップ2で行う「群れを識別した対策を行うため」を行う「群れの分布位置、群れの数と頭数の概況、群れの加害レベルを把握する調査」とあるが、改めてステップ4で「直接観察により群れサイズを調査する」のはなぜか。また、P38 15で市町が捕獲した個体については、「頭数、性別、年齢クラス」と表記されているが、ステップ2・4では記載は不要か。若しくは、それらも含んで「群れの数と頭数の概況」とされているのか。
39	24	10	学会	ここにも「特に」を入れた方がよい。
40	24	29	学会	要配慮地域について記載されているが、内容にその他の地域との違いがない。頭数の把握を必須にするか、そこまで強制ができなければ、「定期的な把握」のような違いを出した方が、要配慮地域として配慮すべき内容がより明確になる。
41	24	33	都府県	群れの加害性の判定は、同じ群れでも出没場所によって判定項目の状況が異なる場合があり、それらを観察者の感覚で判定せざるを得ないため、非常に難しい。集落環境整備や追い払いなどが行われないうまま、「加害レベルが高い」ことを主張する被害地域の声に押されて、群れの除去に歯止めがかからなくなる可能性が高い。
42	24	33	学会	加害レベル判定を担当する者、および判定方法に関して注意点を加え、客観性を担保できるような評価法を示すことを求める。
43	25	1	都府県	「耕作地の被害程度」に自家消費用は、耕作地に含まれるか否か。
44	25	25	学会	地域独自の基準を用いる場合に、特に加害レベルの判定が過大評価されることがないように配慮した記述を求める。
45	26		都府県	集落の農作物被害状況を数字で判定するのは現実的ではない。

ガイドライン改定案に対する意見照会の結果

整理番号	頁	行	意見者	意見要旨
46	26		都府県	加害レベルを判定する際の農作物被害の状況の被害の指標に、「生産量」が示されているが、集落で複数種類の作物を育てているケースもあり、被害状況の指標として使用している「生産額」や「生産面積」でも評価できるようにしてもらいたい。
47	26		学会	人への反応は、経験的に判断しにくい場合が多く、住民へのヒアリングなどでは、20mなどが曖昧にならざるを得ず、例えば2は「追い払えば逃げる」、3は「追い払えば逃げるがすぐに再出沒する」「男性が追い払えば逃げるが、女性では逃げない」などの方が判断しやすく、記載の追加を検討してもらいたい。
48	28	32	都府県	個体数調整を進めていくに当たって、参考に実際にサルと棲み分けができた事例集を作成してもらいたい。
49	29		都府県	現行のガイドラインでは追い上げや追い払いの可否による対策が示されているが、改定案では、要配慮地域以外は、追い上げや追い払いの可否にかかわらず積極的に捕獲する方針に転換したとみてよいか。
50	31	14	都府県	1年ごとに地域実施計画の更新をするのはなかなか運用上難しく、形式的に開催しただけになってしまわないか。数年の幅を持たせてもらいたい。
51	32	13	都府県	これまでの「部分捕獲」の名称を「多頭捕獲」と改めているがどのような趣旨か。
52	32	15	都府県	多頭捕獲の目標として「30頭程度」が掲げられており、被害防除のしやすさが理由として挙げられてるが、多頭捕獲が群れの存続を前提としていることから、保全の側面から30頭にしても問題がないという根拠はあるか。
53	32	15	学会	ここで30頭程度という具体的な数字を出すのであれば、群れの存続に必要なメスの頭数にも言及しておいた方がよい（出さないのであれば不要）。捕獲後の30頭の群れでは、成獣メスの数が5頭を切っていても不思議ではない。記載する場合は、ここ以外で存続可能性について記載しているところにも関わって
54	32	25	学会	図Ⅱ-2-2も含めて、要配慮地域が否かではなく、保全対象が否かで捕獲手法が変わるはずである。具体的には、要配慮地域＋ユニット内の頭数を減らしつつ保全する群れについては、管理方針は同一であると考えられる。
55	32	29	学会	加害レベル3の群れ捕獲を行う場合にも、客観的評価に基づいた判断が必要であることを明記してもらいたい。
56	34	3	都府県	図の矢印は加害レベルから捕獲オプションまで色分けされており、要配慮地域以外の加害レベル5の群れは全頭捕獲するしかないということによろしいか。
57	34	3	都府県	点線囲み内はモニタリングステップ3～4のことを指しており、加害レベル3以上は必ずしも実施せずとも捕獲可能（加害レベル5については群れ個体数把握せずに全頭捕獲が可能）ということか。
58	34		都府県	要配慮地域で捕獲をする際に、「専門家を交えた意見」とあるが、これまでの事例を踏まえると、群れを排除したい被害者の意見及びその意見を受けた地域の関係者の主張に引っ張られることが必至である。
59	34		都府県	図Ⅱ-2-2 要配慮地域以外では、群れの性・年齢構成の把握は求められていないが、多頭捕獲の場合でもオトナメスの数に留意をする必要がないということか。存続を前提とすれば、群れ構成の把握は必要ではないか。
60	35	16	都府県	参照場所は、ページ番号だけではなく、項目も列記した方がよい。
61	35	28	都府県	「追い上げは、群れの加害レベルが1～2の低い群れを対象に実施する」とあるが、加害レベルの低い群れに対して対策を行うというモチベーションは、ほとんどないのが地域の実情である。加害レベルの低い群れを対象に、非常に労力のかかる追い上げを行うという記載は、実質的には「追い上げはしない方針」に等しい。
62	47	15	関係省庁	「既存の行政による被害状況調査」とは何を指しているのか。仮に「野生鳥獣による農作物被害状況調査」の場合、調査は農家からの報告や農業共済組合への照会、現地調査など、地域の実情に合わせて各種の方法で実施しているところ。 「農家による自己申告に頼っていて第三者による客観的な評価が行われていない点に重大な欠陥がある」という表現はすべての調査が農家による自己申告のみで行われているという誤解を招く恐れがあり、適切ではない。
63	49	36	都府県	群れを分裂させないための捕獲方法を具体例をもって強調して示すべきである。配慮がない捕獲により、群れが分裂し、隣接都府県も含めて被害地が拡大する可能性がある。
64	67	3	都府県	部分捕獲において、群れの分裂に配慮するための情報があるといい。銃猟での捕獲よりもわな捕獲がよいかどうかの情報はあるか。
65	67		都府県	表Ⅳ-2-3中「群れの数」欄：表記「4群れ」、「3群れ」を「4群」、「3群」に表記の統一
66	67		都府県	表Ⅳ-2-4中「群れの規模」欄：「成獣メス」を「オトナメス」に、同表中、「個体数管理の方法」欄並びに表Ⅳ-2-3「群れの規模」の表記の統一
67	69	36	都府県	「成獣メス」を「オトナメス」に表記の統一
68	71	3	学会	「100頭程度の群れ」を「120程度の群れ」に修正
69	72	8	関係省庁	「隠しの獣害対策協議会」の誤字の修正
70	72	30	関係省庁	「ICT大型捕獲織」誤字の修正
71	72	30	学会	ICT大型織⇒檻

ガイドライン改定案に対する意見照会の結果

整理番号	頁	行	意見者	意見要旨
72	78		都府県	改定の目的に「積極的に捕獲を進める方針」とあり、表Ⅳ-2-7の「捕獲オプションの選択」における選択捕獲の手法が「麻酔銃等」と記載されている。選択捕獲で麻酔銃の使用にはハードルがある場合が多いため、他の手法例の記載を要望する。使用する檻の大きさや数、誘引に用いるエサの選択や設置方法の例が記載されると参考になるのではないかな。
73	86	32	関係省庁	「観察例ではから、」の誤字修正
74	92	7	関係省庁	「集落環境整備」を「生息環境管理」に修正してはどうか。（集落環境整備について、農水省では生息環境管理に入れている。） 12行目から14行目では「耕作地や集落周辺にニホンザルを誘引しないための誘引物の除去や近づきにくくするための緩衝帯の整備といった集落周辺の環境の管理（被害防除対策に含まれる）」と集落環境整備のことを言っているが、（）内は「被害防除対策に含まれる」と、集落環境整備以外のことも含まれる言い方になっている。
75	—	—	都府県	全頭捕獲や多頭捕獲の際は、大型檻の使用が必須になると思うが、降雪地特有の事情が出てくるので、それに言及した内容（時期や方法）を追加してもらいたい。（豪雪地での群れ捕獲は難しい）
76	—	—	都府県	ガイドラインで地域個体群を維持するというスタンスを継続するのであれば、1つの地域個体群（又は管理ユニット）に、何群れ・何頭くらい必要という基準（あるいは考え方）を示してもらいたい。 捕獲以外の対策は労力がかかるが結果が見えにくいため、地域住民などの取組が進みにくく、結果としてサルの加害レベルは上がりやすい状況にある。 ガイドラインで「加害レベルが高い群れは積極的に全頭捕獲」という方針を出せば、地域では加害レベルを上げないための取組をせず、「加害レベルが高い」ことを主張する被害地域の声に押されて、群れの除去に歯止めがかからなくなる可能性が高い。全頭捕獲に対する強硬な意見が出るのが既に起きている。 加害レベルは、同じ群れでも出没場所により異なる場合があり、判定が非常に難しいが、被害が目立つ場所の状況でのレベル判定になることが誘発される。 こうした懸念も踏まえ、地域個体群維持のための基準をガイドラインにおいて示すことは必須ではないか。
77	—	—	都府県	文章が長い部分が多く、必要な記載がある箇所にたどり着きづらい。
78	—	—	都府県	表記が統一されていない部分が散見される。
79	—	—	学会	加害群数を群れ捕獲により削減していく方針がより明確になり、現場の被害軽減に向けた捕獲が進みやすくなるような改定になった。一方で、全体的に「要配慮地域でなければ何も気にせず捕獲して構わない」と読み取れる記述が多いと感じた。環境省が出すガイドラインであり生物学的な側面からの配慮が十分に必要だが、被害軽減を優先した社会的側面への配慮が大きいと感じる。要配慮地域でなければ、どれだけ捕獲を進めても、種は絶滅しないだろうという楽観的な記載になっていると感じた。「現状の科学的知見の中では地域個体群を明確にできないとして、代替としてユニットを設定している」としているので、レベル4以上の群れしかユニット内に存在しなくとも、少なくともその中では保全に配慮した施策を実施するような記載にしていく必要がある。「要配慮地域の群れ」と「ユニット内で残す群れ」の管理方針はほぼ同一になるので、整理して記述する必要があると感じた。
80	—	—	一般	人為的移入個体群について 戦後、全国でサル公園が整備されたが、昭和後期・平成に多くは閉園された。餌付けによる放し飼いの形式のところが多かったため、閉園に伴って全頭捕獲がされたかは不明で、サルが人為的に移入されていた場合、現在の個体群が移入個体であることを否定できない状況が多くある。 そのため、人為的な移入が歴史的に疑われる場合、公的機関によりハプロタイプの解析によりその由来を明らかにすることを推奨し、移入個体群であったことが明らかであった場合、全頭捕獲を前提とした対策を取れるよう、追加してもらいたい。 例：兵庫県豊岡市竹野町には竹野町猿賀嶋公園があり、広島から移入された個体群であることが町史から明らかである。現在の城崎個体群のハプロタイプは周辺と異なり移入個体群である可能性が否定できない。
81	—	—	一般	群れの全頭捕獲を含め、積極的に捕獲を進める方針を示すとともに、捕獲実施の意思決定の簡略化など、被害軽減に必要な捕獲が迅速に実施できるような管理の進め方に反対する。 サル動物福祉の観点より、サルの行動に詳しい専門家（捕獲ありきの考え方以外）からの意見の聞き取りや有益な対策方法の試用と導入をしてもらいたい。